

事務連絡
平成16年2月2日

都道府県・保健所設置市

自動車リサイクル法担当課長 殿

フロン回収破壊法担当課長 殿

環境省

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室長
地球環境局環境保全対策課フロン等対策推進室長

経済産業省

製造産業局自動車課自動車リサイクル室長
製造産業局オゾン層保護等推進室長

使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に向けた引取業者
及びフロン類回収業者の登録番号の整備等について

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（平成13年法律第64号、以下「フロン回収破壊法」という。）の施行及び「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（平成14年法律第87号、以下「自動車リサイクル法」という。）の施行準備につきましては、平素より御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、自動車リサイクル法の施行に関しましては、登録番号の整備を前もって行っていただく等の必要がありますので、下記に御留意の上、施行準備等に遺漏のないようによりしくお願いいたします。

記

1 引取業者及びフロン類回収業者の登録番号の整備等について

自動車リサイクル法の本格施行日（平成17年1月1日）において、フロン回収破壊法に規定される第二種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者の登録を受けている者は、自動車リサイクル法に規定される引取業者及びフロン類回収業者の登録を受けたものとみなされることとなる（第二種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者から引取業者及びフロン類回収業者への自動移行）。

この際、業の登録方法はフロン回収破壊法に基づく「事業所ごと」から自動車リサイクル法に基づく「事業者ごと」に変更され、登録事務の実施主体はフロン回収破壊法に基づく「都道府県及び政令市」から自動車リサイクル法に基づく「都道府県及び保健所設置市」に変更される。

このため、自動車リサイクル法の本格施行日（平成17年1月1日）以降から使用される引取業者及びフロン類回収業者に関する登録番号を事前に整備する必要がある。

自動車リサイクル法においては、引取業者による預託確認及び関連事業者（引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者）による電子マニフェストを利用した移動報告が義務づけられており、このため関連事業者に都道府県及び保健所設置市への登録・許可申請とは別に、(財)自動車リサイクル促進センター（以下「センター」という。）が運営管理する自動車リサイクルシステム（資金管理システム及び電子マニフェストシステム等）を利用するための事業者登録（以下「システム登録」という。）を行っていただく予定である。関連事業者からセンターへのシステム登録申請については、引取業者からの受付を本年4月から開始し、フロン類回収業者、解体業者及び破砕業者からの受付を本年7月から開始する予定である。このため、以下の事務のうち、引取業者に関するものは本年3月末までに、フロン類回収業者に関するものは本年6月末までに完了していただくことを願います。

(1) 引取業者及びフロン類回収業者の登録番号の整備

①都道府県から管内の保健所設置市への登録事業所情報の振り分け

登録番号の整備にあたっては、まずフロン回収破壊法の登録事務の実施主体である各都道府県にて保有しているフロン回収破壊法の登録事業所情報を、自動車リサイクル法の登録事務の実施主体である当該都道府県と管内の保健所設置市に振り分けることが必要となる。なお、各政令市は保健所設置市であるためこの振り分け作業は必要としない。

i) 管内に保健所設置市がある都道府県

都道府県は管下の登録事業所情報を精査し、このうち管内の保健所設置市内に存在する事業所を特定した上で、当該事業所情報を保健所設置市に提供するようお願いする。

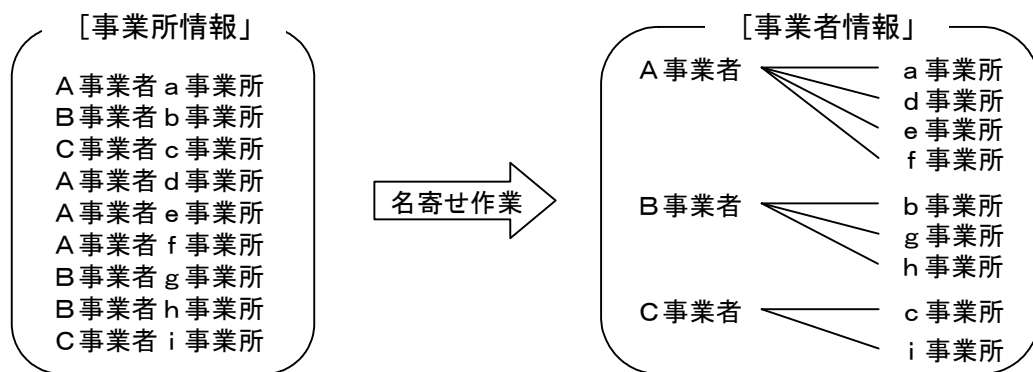
ii) 管内に保健所設置市がない都道府県及び政令市

管内に保健所設置市が存在しない都道府県及び政令市については、フロン回収破壊法と自動車リサイクル法とでは管轄区域に変更がないことから、事業所情報を振り分ける作業は発生しない。(②の名寄せ作業が円滑に進むよう登録事業所情報の精査が必要)

②都道府県及び保健所設置市における名寄せ作業

①の作業により自動車リサイクル法の登録事務の実施主体である都道府県及び保健所設置市において、管轄すべき登録事業所情報を保有することとなる。都道府県及び保健所設置市においては、登録事業所のうち同一事業者であるものについて名寄せを行い、保有する情報を事業者情報に組み替えるようお願いする。

「名寄せ作業のイメージ」



③自動車リサイクル法登録業者の登録番号の整備

②の作業により自動車リサイクル法の登録事務の実施主体である都道府県及び保健所設置市において、第二種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者から引取業者及びフロン類回収業者への自動移行の対象となる登録事業者情報を保有することとなる。都道府県及び保健所設置市においては、各登録事業者についての引取業者及びフロン類回収業者の登録番号の整備をお願いする。(引取業者及びフロン類回収業者の登録番号の体系については、別添1のとおりとするので参照されたい。)

(2) 引取業者及びフロン類回収業者の登録予定番号の通知

引取業者及びフロン類回収業者に関するシステム登録においては、システム登録申請者が第二種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者から引取業者及びフロン類回収業者への自動移行の対象となる事業者であることを確認することが必要となる。

また、自動車リサイクル法本格施行後、センターから都道府県又は保健所設置市に対し遅延報告などの情報提供を行う際には、各事業者情報として登録・許可番号についても提供を行う予定である。このため、関連事業者からのシステム登録の際には、引取業者及びフロン類回収業者の登録番号についてもシステム登録申請書に記載することが必要となる。

以上を踏まえ、関連事業者からのシステム登録の受付開始前に(1)で整備された引取業者及びフロン類回収業者の登録予定番号について、各事業者に通知するようお願いしたい(登録予定番号通知書の発送)。その際、当該登録予定番号通知書には、管轄区域内のすべての事業所の名称及び所在地並びにフロン類回収業者に関しては回収するフロン類の種別についても明記していただくようお願いする(システム登録の際には、当該登録予定番号通知書の写しを添付書類とする)。(登録予定番号通知書を発送した後にフロン回収破壊法に基づく変更の届出が行われた場合は、フロン回収破壊法の登録通知書に加え自動車リサイクル法の登録予定番号通知書についても再度発送することが必要となる。その際の自動車リサイクル法の登録予定番号通知書には、管轄区域内のすべての事業所の名称及び所在地並びにフロン類回収業者に関しては回収するフロン類の種別についても明記していただくようお願いする。)なお、自動車リサイクル法の登録予定番号通知書(案)を別添2のとおり示すので参考にされたい。

(3) フロン回収破壊法に基づく第二種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者の登録申請書の移管について

都道府県から管内にある保健所設置市に振り分けられた引取業者及びフロン類回収業者のフロン回収破壊法に基づく各事業所毎の登録申請書類は、自動車リサイクル法の本格施行後に、当該保健所設置市へ移管手続きが必要なことに留意されたい。

2 解体業者及び破砕業者からの許可申請書等について

解体業者及び破砕業者については、本年7月1日から許可申請及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。)の許可を受けている者からの届出が開始される。また、既述のとおり、同じく本年7月からシステム登録受付も開始される。

システム登録においては、許可申請済みであること（審査中）又は許可済みであることを確認することが必要となる。また、引取業者及びフロン類回収業者と同様に情報管理センターから都道府県又は保健所設置市に対し遅延報告などの情報提供を行う際には、解体業者及び破碎業者情報として許可番号についても提供を行うことが想定されている。

このため、以下の事務をお願いする。

(1) 許可申請書及び届出書への事業所情報記載の徹底等

申請書への事業所名の記載の徹底については、昨年夏に開催した「自動車リサイクル法に関する都道府県等ブロック会議」の際に既にお願い済みであるが、申請書及び届出書への事業所の名称及び所在地の記載の徹底について再度お願いする。

また、許可申請時または届出時に事業者からの特段の要請がなくとも、申請書または届出書に受付印を押したものの写しを事業者に手渡していただき（または、申請書または届出書の副本がある場合は、受付印を押して返却いただき）、その保管に留意するよう指導いただくことについても、昨年夏の「自動車リサイクル法に関する都道府県等ブロック会議」の際に既にお願い済みであるが、その徹底について再度お願いする（許可審査中の事業者からのシステム登録の際には、当該申請書または届出書の写しを（許可取得時に別途許可証の写しの提出が必要となる）、許可済みの事業者からのシステム登録の際には、許可証または届出受理書の写し、及び当該申請書または届出書の写しを添付書類とする）。

3 関連事業者のシステム登録に必要な書類の備え付けについて

既述のとおり、関連事業者から自動車リサイクルシステムへのシステム登録受付については、引取業者からのシステム登録の受付を本年4月から開始し、フロン類回収業者、解体業者及び破碎業者からのシステム登録の受付を本年7月から開始する予定である。

システム登録に必要となる申請書等については、関係業界団体経由で事業者に配布することを検討しているが、こうした関係業界団体に所属していない事業者も存在することを鑑みれば、都道府県及び保健所設置市の登録・許可申請窓口システム登録に必要な申請書類等の備え付けをお願いする。

4 フロン回収破壊法の第二種特定製品、第二種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者等に係る経過措置等について

(1) 第二種特定製品について

自動車リサイクル法の本格施行日前（平成16年12月31日まで）に引き取った第二種特定製品（以下「旧特定製品」という。）及び同製品から回収したフロン類（以下「旧フロン類」という。）に関しては、自動車リサイクル法附則第19条の規定により、フロン回収破壊法の規定が適用されることに留意されたい。

(2) 第二種特定製品引取業者について

第二種特定製品引取業者については、自動車リサイクル法附則第19条により「旧特定製品」に関する限りにおいて、第二種フロン類回収業者への引渡義務、自動車フ

ロン類管理書の保存義務、都道府県及び政令市による指導・助言・報告徴収・勧告・命令等の条文が「なお効力を有する」とされていることに留意されたい。

ただし、「なお効力を有する」とされる条文には、登録、登録の更新、登録簿の閲覧等の規定は含まれていない。

(3) 第二種フロン類回収業者について

第二種フロン類回収業者については、旧フロン類に関し、引取・引渡義務、都道府県知事等による指導・助言等の規定の他、登録、登録の更新、登録簿の閲覧等の規定についても「なお効力を有する」とされていることに留意されたい。

(4) フロン回収破壊法の効力の終了措置等について

法制度上は、旧フロン類が存在する限り、第二種フロン類回収業者においては引き続き都道府県及び政令市に対する実績報告等が必要となり、都道府県及び政令市においても引き続き登録事業者に係る管理事務が必要となることに留意されたい。

このため、フロン回収破壊法を所管する部局は自動車リサイクル法を所管する部局と協力し、第二種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者に対して、自動車リサイクル法への移行内容を周知徹底するとともに、移行に際しては、旧特定製品や旧フロン類の早期引渡しを促すようお願いする。

なお、自動車リサイクル法本格施行日（平成17年1月1日）以降第二種関係事務が自動車リサイクル法の事務に移行することに加えて、自動車リサイクル法施行日以後もフロン回収破壊法の第二種関係事務の一部がしばらく存続することについても留意されたい。

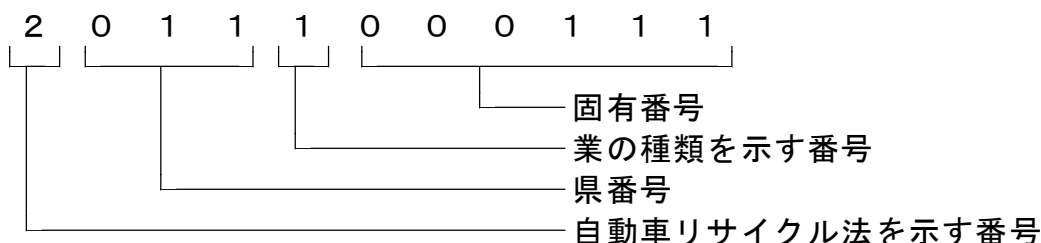
(別添 1)

登録・許可番号の振り方について

1. 登録・許可番号の構成

- 1) 登録・許可番号は11桁で構成する。
- 2) その構成は次のとおりとする。
 - ・自動車リサイクル法を示す番号として、「2」とする。
 - ・都道府県、保健所設置市（以下「都道府県等」という。）の番号として3桁（別紙の都道府県等の番号（以下「県番号」という。））
 - ・業の種類を示す番号として1桁、（3）の表参照。）
 - ・登録・許可業者の固有番号として6桁

<登録・許可番号の構成>



- 3) 業の種類を示す番号は次表のとおりとする。

引取業		1
フロン類回収業		2
解体業		3
破砕業	破砕前処理のみ	4
	破砕のみ	5
	破砕前処理及び破砕	6

- 4) 登録・許可業者の固有番号（以下「固有番号」という。）は、次のとおりとする。

- ・同一自治体において異なる事業者と同じ固有番号は付さないこと。
- ・固有番号は、自治体毎に付し、自治体間での調整は行わない。
- ・固有番号は、同一事業者が複数の業の登録・許可、変更許可若しくは更新登録・許可を行った場合又は変更届があった場合であっても、変更しないものとする。また、業の全部廃止若しくは休止、更新手続きが無い場合登録・許可の失効又は登録・許可取消処分により、当該自治体において業が行われなくなった場合は、当分の間、欠番として扱うものとする。

<別紙>

県番号一覧

都道府県等名	県番号	都道府県等名	県番号
北海道	001	滋賀県	025
青森県	002	京都府	026
岩手県	003	大阪府	027
宮城県	004	兵庫県	028
秋田県	005	奈良県	029
山形県	006	和歌山県	030
福島県	007	鳥取県	031
茨城県	008	島根県	032
栃木県	009	岡山県	033
群馬県	010	広島県	034
埼玉県	011	山口県	035
千葉県	012	徳島県	036
東京都	013	香川県	037
神奈川県	014	愛媛県	038
新潟県	015	高知県	039
富山県	016	福岡県	040
石川県	017	佐賀県	041
福井県	018	長崎県	042
山梨県	019	熊本県	043
長野県	020	大分県	044
岐阜県	021	宮崎県	045
静岡県	022	鹿児島県	046
愛知県	023	沖縄県	047
三重県	024		

都道府県等名	県番号	都道府県等名	県番号
旭川市	050	佐世保市	080
札幌市	051	熊本市	081
函館市	052	鹿児島市	082
小樽市	053	岡山市	083
仙台市	054	宇都宮市	084
千葉市	055	富山市	085
横浜市	056	秋田市	086
川崎市	057	郡山市	087
横須賀市	058	大分市	088
新潟市	059	松山市	089
金沢市	060	豊田市	090
岐阜市	061	福山市	091
静岡市	062	高知市	092
浜松市	063	宮崎市	093
名古屋市	064	いわき市	094
京都市	065	長野市	095
大阪市	066	豊橋市	096
堺市	067	高松市	097
東大阪市	068	相模原市	098
神戸市	069	西宮市	099
姫路市	070	倉敷市	100
尼崎市	071	さいたま市	101
和歌山市	072	奈良市	102
広島市	073	川越市	103
呉市	074	船橋市	104
下関市	075	岡崎市	105
北九州市	076	高槻市	106
福岡市	077	藤沢市	107
大牟田市	078	青森市	108
長崎市	079	八王子市	109

都道府県等名	県番号
盛岡市	110
柏市	111
久留米市	112
四日市市	113
前橋市	114
大津市	115
町田市	116
高崎市	117
豊中市	118
那覇市	119

注) 藤沢市以降は、本事務連絡発出（平成16年2月2日）以後に保健所設置市となった市であるが、順次追記している。（最終改定：平成25年2月）

(別添2)

整理番号
日付

登録予定番号通知書 (案)

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 殿

都道府県知事・保健所設置市長

貴殿は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）に規定される第二種特定製品引取業者（第二種フロン類回収業者）の登録を受けたものに該当するため、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号、以下「自動車リサイクル法」という。）附則第3条（第4条）に基づき、自動車リサイクル法の本格施行日（平成17年1月1日）から自動車リサイクル法第42条第1項（第53条第1項）に基づく引取業者（フロン類回収業者）とみなされますので、あらかじめ登録予定番号とともに通知します。

なお、登録内容は下記のとおりです。登録は5年間有効で、継続される場合は更新の登録が必要になります。

記

1. 登録事業者名（法人にあっては法人名及び代表者氏名）
2. 登録事業者住所または所在地
3. 登録番号
4. 登録年月日
5. 引取業（フロン類回収業）を行うすべての事業所及び所在地（〇〇県・市に限る）
（、回収するフロン類の種別（フロン類回収業者のみ））

①事業所名称	所在地	（回収するフロン類の種別）
②事業所名称	所在地	（回収するフロン類の種別）
・		
・		
・		
⑩事業所名称	所在地	（回収するフロン類の種別）

以下余白